

平成18年5月31日

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 孝太郎
(JASDAQ:証券コード 6960)
問合せ先 広報・IR部長 安倍 誠
電話:03-3814-1211 (代表)
03-5684-1558 (直通)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成18年5月31日に開催された取締役会において、当社の企業価値、株主共同利益の確保・向上のための取り組みとして、当社株式に対する濫用的な買付（買収）等を未然に防止するための具体的な内容を「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）基本方針」（以下「本プラン」といいます。）として定め、その導入を決議しましたので、お知らせいたします。なお、平成18年6月29日開催予定の第59回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りする予定です。

フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）基本方針

1. 導入の目的

当社は昭和14年（1939年）に当時高価であった輸入心電計の国産化を図るなど創業以来今日まで呼吸・循環器系医療機器ひとすじに携わり、専門メーカーとして医療機器の製造・販売を行い、それを通して人々の健康への願いをお手伝いしてまいりました。

当社は、医療機器・用品が直接人間の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。また当社では、全国に販売子会社のネットワークを構築し、いつでもどこでも、お客さまの要望に即応できる販売・メンテナンス体制を整えてまいりました。

また、当社グループは中期的目標として、中期3カ年経営計画を継続的に策定し、グループ全体の課題に対して随時、プロジェクトチームを編成し実行に取り組んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客（医師及び医療従事者）との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

当社は創業以来、顧客である医師及び医療従事者の皆様、原材料・部品等のお取引先の皆様、従業員、そして昭和57年（1982年）5月の株式公開以降は一般株主の皆様にも支えられ、今日まで安定的かつ継続的な発展を遂げることができたものと自負しております。

このように当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものといえます。

もちろん当社経営陣は、当社株主の皆様の付託を受けて当社の経営に当るのであって、どのような経営者に経営を託するかは、当社株主の皆様のご判断に委ねられています。

また、大規模買付行為がある場合（以下に定義します。）にそれを受け入れるかどうか、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。しかしながら、大規模買付者（以下に定義します。）が、当社株主の皆様が必要とされる十分な情報を提供するとは限りません。また、大規模買付者が、当社の事業ではなく資産に主たる関心を置き、医療機器事業の負う社会的使命を省みない効率や短期的利益優先の経営を行なうことが疑われる場合など、大規模買付行為によって当社の企業価値を著しく損なう結果になる危険もあります。

そこで、当社は、大規模買付行為がなされようとする場合に、当社株主の皆様に対する十分な情報提供を行える機会を確保しつつ、株主の皆様との共同の利益及び当社事業の公益的側面を踏まえ、買付行為の目的、内容等を事前に検証し、当該買付行為が当社株主の皆様との共同の利益に反するものであると判断される場合には、これを未然に防ぐと共に、大規模買付者と当社取締役会とが交渉を行なう機会を設けることを目的として、本プランの導入を取締役会において決議いたしました。

なお、本プランは、経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）、並びに、株式会社ジャスダック証券取引所が定めた「買収防衛策の導入に係わる上場制度の整備等について」（平成18年3月31日）に準拠して策定されております。

その具体的な内容は以下のとおりです。

2. 大規模買付行為の定義

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 1 特定株主グループ^{注1}の議決権割合^{注2}を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
- 2 特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第

3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)

をいいます。

注2：議決権割合とは

(i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。))も加算するものとします。以下同じとします。)又は、

(ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計

をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

3. 大規模買付者に対して遵守を求めるルール

大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して、大規模買付行為にあたって次のようなルールの遵守を求めます。このルールは、大規模買付行為に応じるか否かの株主の皆様の意思決定に必要・有益な情報を提供すると同時に、現経営陣による評価や代替案等の提示に必要な時間を得ることを目的としています。

ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、株主の皆様の全体の利益の保護を目的として、4.で述べる対抗措置を採ることがあります。

大規模買付ルール(以下「本買付ルール」といいます。)

1 大規模買付行為開始前の情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為を行う前に、当社に対して、下記の各号に定める買付内容の検討に必要な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供する旨及び当該大規模買付者が本買付ルールに定める手続を遵守する旨を誓約した書面を、当社の求める書式により提出していただきます。

当社は、大規模買付者から提出された書面を受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき必要情報の書式を当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、必要情報として不十

分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、回答期限を定めた上、必要情報の追加提供を求めることがあります。大規模買付者には、当社が定めた期限までに追加情報を提供していただきます。当社は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）の助言も受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社としての意見を慎重にとりまとめ公表します。

なお、大規模買付者は、必要情報に含まれる情報について、当社が適当と判断する情報を公表することに異議を述べないものとします。

また、必要情報として提出していただく情報の具体的内容は、大規模買付者等の属性、買付等の内容により異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

- ① 特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付等に際して、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付後の当社の経営方針、事業計画（会社資産の処分・使用の計画等が含まれていなければならないものとします。）、財務計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社及び当社子会社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会、その他当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社が合理的に必要と判断する情報

2 検討期間

大規模買付行為に関する情報を当社に提供いただくことが完了した日の翌日から、日本円の現金による全株式取得の場合は60日間を、その他の場合は90日間を当社取締役会の評価・検討の期間とし、この間、大規模買付者は一切の買付行為を行わないものとします。なお、この検討期間は、4. (2) に定めるとおり延長される場合があります。

取締役会は、この間に上記1と同様に独立した第三者の助言も受けながら、大規模買付行為がなされた場合の当社の企業価値に対する影響を精査し、取締役会としての意見を形成します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件の変更を交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。

3 株主の皆様に対する情報提供

当社は必要と判断される場合に、大規模買付者から提供を受けた必要情報、大規模買付者との交渉経過や取締役会としての代替案等、株主の皆様の判断に必要かつ有益と考えられる情報を適時に適切な範囲で公表するものとします。大規模買付者は、かかる公表に対して、自ら提供した情報と異なることを理由とする場合を除いて、法的根拠の如何を問わず、一切異議を述べないものとします。

4. 大規模買付が行われた場合の対応方針

(1) 本買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が本買付ルールを遵守した場合、原則として以下(2)に掲げる対抗措置はとらないものとします。但し、以下(3)②乃至④のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、以下(2)に掲げる手続に従って対抗措置をとる場合があります。

(2) 本買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者によって本買付ルールが遵守されない場合には、取締役会は株主の皆様の全体の利益の保護を目的として、別紙-1に概説された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することにより、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置を発動するか否かについては、取締役会は恣意的な判断を避けるためのチェック機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役や社外の保険・医療及び医療関連事業の専門家ないし社外有識者^{注3}等、当社と利害関係のない中立公正な第三者3名により予め組織された企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）に対して、その発動の要否を諮問するものとします。

特別委員会は、「大規模買付者が真摯に合理的経営を目指すものではなく、大規模買付行為による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすおそれがあるか否か」を基準として審議し、取締役会に対して答申するものとします。

取締役会は、特別委員会が対抗措置発動を否定する答申をした場合には、原則として対抗措置をとらないものとしますが、この答申を最大限尊重したうえで、本方針に基づく対抗措置発動の要否を最終的に決定できるものとします。

なお、特別委員会の答申は、3.2の検討期間の満了までになされるものとします。また、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

また、3.2の検討期間満了までに答申をなすことが困難と認められる場合には、特別委員会は当社に対して検討期間の延長を要請することができ、その場合当社はかかる要請を公表して検討期間を延長するものとし、大規模買付者はその延長期間中も検討期間中と同様一切の買付行為を行わないものとします。

注3：社外有識者とは

当社の社外監査役、経営経験豊かな企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

なお、本プラン導入当初において予定される特別委員会委員の氏名及び略歴は、別紙-2のとおりであります。

(3) 対抗措置発動の要件

当社は、大規模買付行為が下記のいずれかに該当する場合には、上記4. (2) の手続を経て、本新株予約権を発行することを予定しております。

- ① 本買付ルールを遵守しない買付である場合（大規模買付者の買付に対する当社の代替案提示のために合理的に必要な期間を与えることなく買付を行う場合、必要情報等当社株主の皆様が大規模買付者の買付につき判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供せずに買付を行う場合を含みますが、これに限られません。）
- ② 次に掲げる行為により、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - a グリーンメール（株式を買い占め、その株式を当社に対して高値で買い取ることを要求する行為）
 - b 当社の経営を一時的に支配することにより、当社の重要な資産等を廉価で取得する等、継続企業としての当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行なうような行為
 - c 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d 当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分利益によって一時的な高配当を行ったり、一時的な高配当による株価上昇の機会に高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付^{注4}等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ④ 買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合（「買付の条件」は、対価の価額・種類に限らず、必要情報として大規模買付者から提供された情報の一切を含むものとします。）

注4：強圧的二段階買付とは

最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。

5. 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、平成18年5月31日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、平成19年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点迄有効であるものとします。但し、本定時株主総会において、本プラ

ンについて株主の皆様のご意思を問う予定であり、本定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本定時株主総会終了後速やかに本プランを廃止いたします。また、当社は、本プランの有効期間中であっても、会社法等、関係法令等の改正・整備等やジャスダック証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、かつ新中期3カ年計画の進捗状況も勘案しつつ、企業価値・株主価値向上の観点から、必要に応じて本プランを随時見直し、場合によっては、取締役会の決議により必要に応じて本プランを廃止又は変更することがあります。当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会で選任されます。本プランが本定時株主総会で出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られた場合には、本プランの廃止又は変更は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及びその内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかにお知らせいたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大規模買付に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社経営陣から代替案等の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。当社取締役会は、本プランの導入により、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う機会を確保できることになり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えます。

また、本プランは本定時株主総会において株主の皆様のご意見により承認いただく予定であり、さらに当社は取締役の任期を1年としており、取締役は毎年6月の定時株主総会で選任されており、その後に開催される取締役会により、本プランの改廃や対抗措置を発動させないことが可能であって、議決権の行使により株主の皆様の意思が反映される仕組みとなっております。従って、当社取締役会は本プランが相当であると認識しております。

①本プラン導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

②新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

別紙に記載の新株予約権を発行して対抗措置を採ることは、大規模買付者に新株予約権の権利行使をできなくすることにより、当社に回復しがたい損害をもたらすおそれがある買付（買収）を進めることを抑止するものであって、特定の株主・投資家の皆様を優遇するものではありません。

実際に対抗措置が採られる場合には、株主割当により、新株予約権発行決議時に別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割り当てられます。

大規模買付者及びその特定株主グループに属する者以外の株主及び投資家の皆様は、当該新株予約権を行使し、新株の交付を受けることができるので、不測の損害を被ることはありません。

7. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権についての発行についての、当社株主の皆様に関わる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたしますが、以下の点にご注意いただく必要がございます。

①名義書換の手続

当社取締役会が本プランの発動を決定し、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様は、公告された割当期日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。）。

②本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、新株予約権の引受権付与の通知及び新株予約権の申込証を送付いたしますので、株主の皆様は、当社取締役会が別途定める申込期間内に申込証に必要事項を記載・捺印のうえ、申込取扱場所に提出することにより、新株予約権の申込の手続を行なっていただく必要があります。当該申込期間内に申込が行なわれない場合、新株予約権引受権は失効してしまいますのでご注意ください。

但し、会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により株主の皆様が新株予約権が割り当てられる場合には、上記の新株予約権の申込の手続は不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

③本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に新株予約権の申込を行った株主の皆様（会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により新株予約権が株主の皆様が割り当てられる場合には、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様）に対し、新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者ではないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様は、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社取締役会が定める数の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得することができると定められた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

本新株予約権の概要

- (1) 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。
- (2) 募集方法
割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。但し、新株予約権無償割当の方法を用いる場合がある。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 1) 新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式とする。
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、又は、資本減少、合併、会社分割等を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、所要の調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円以上で、当社取締役会が定める額とする。但し、当社取締役会は、新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている新株予約権を当社の株券等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができるものとする。
- (6) 新株予約権の行使条件
特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由、消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

別紙-2

企業価値評価特別委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】伊澤 辰雄

【略歴】昭和15年10月生まれ

昭和38年 4月 株式会社東京都民銀行入行
平成 6年 6月 同行常務取締役
平成 8年 6月 同行専務取締役
平成 9年 6月 とみんファクター株式会社代表取締役社長
平成11年 6月 とみんビジネスサービス株式会社代表取締役社長
平成12年12月 東京商銀信用組合金融整理管財人
平成14年 6月 株式会社アイ・アンド・イー代表取締役会長
平成16年 6月 当社社外監査役（現職）

【氏名】飯柴 政次

【略歴】昭和22年 8月生まれ

昭和49年 4月 警察庁入庁
昭和57年 8月 警視庁本富士警察署長
昭和59年 6月 大蔵省主計局主査
昭和61年 8月 警視庁捜査第四課長
昭和63年 6月 警察大学校特別捜査幹部研修所主任教授
平成 2年 6月 第一東京弁護士会弁護士
平成12年12月 第一東京弁護士会退会
平成17年 6月 当社社外監査役（現職）

【氏名】後藤 啓二

【略歴】昭和34年 7月生まれ

昭和57年 4月 警察庁入庁
平成 4年 6月 内閣法制局
平成13年 4月 大阪府警察本部（生活安全部長）
平成15年 1月 愛知県警察本部（警務部長）
平成16年 8月 内閣官房（安全保障・危機管理担当）（内閣参事官）
平成17年 5月 警察庁退職
平成17年 8月 西村ときわ法律事務所入所・第一東京弁護士会弁護士
（現職）